

板柳町建設関連業務委託契約最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設関連業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この要綱において「建設関連業務委託契約」とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の委託契約をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設関連業務委託契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が50万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった下表の①から④の額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜」という。））の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、算定された合計額を予定価格（税抜）で除して得た割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8を、10分の6に満たない場合にあっては10分の6を、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超えるものにあつては10分の8.5を、3分の2に満たない場合にあっては3分の2を、それぞれ当該予定価格（税抜）に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に0.48を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に0.6を乗じて得た額	諸経費の額に0.6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に0.9を乗じて得た額	一般管理費の額に0.48を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に0.9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に0.8を乗じて得た額	諸経費の額に0.48を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に0.9を乗じて得た額	一般管理費等の額に0.45を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

（入札執行回数）

第6条 競争入札を実施する場合の入札執行の回数は、原則として1回を限度とする。

（最低制限価格の周知）

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていること、及び第4条の最低制限価格の設定方法を周知するものとする。

（最低制限価格の公表）

第8条 最低制限価格の公表は、当該競争入札執行後の事後公表とする。

（最低制限価格制度の対象外）

第9条 最低制限価格の設定が適当でない認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月18日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

2 改正後の第四条第一項の規定（「100の108」を「100の110」に改める部分に限る。）は、令和元年10月1日以後に業務を完成し成果品等の納品を行うものについて適用し、

同日前に納品を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。